

第2部 各論

第1章 取組の視点

和光市健康づくり基本条例第8条に基づき、以下のとおり実施します。

1 **ヘルスアップ**（健康増進や疾病の予防に関する取組）

※以下の数字は取組の優先順位を示します。

- ① 個人・地域の課題を解決する保健指導の機能化及び乳幼児健診の受診率向上
 - ・地域包括ケアシステムの構築と推進を図ります。
 - ・特定保健指導の受診勧奨及び主体的な生活習慣改善定着のための効果的な保健指導を実施します。
 - ・母子に対する地域包括ケアとして「わこう版ネウボラ」を推進します。
 - ・乳幼児健診、特に10か月児健診の受診率の向上として、受診勧奨を実施し、受診率向上を目指します。
 - ・各健診の未受診者への勧奨を行い、未受診者全数の状況把握に引き続き努めます。

- ② 介護予防・予防医療の更なる推進
 - ・在宅医療の受け皿となる介護サービス提供体制の充実を図ります。
 - ・「日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。
 - ・介護予防サポーター養成・活動を行います。
 - ・多様な介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業での実施）を推進します。

- ③ 地域における互助を支える「ヘルスサポーター」の養成（孤立化予防等）
 - ・住民組織との連携を通して、地域における健康づくり活動を活性化し孤立化予防をはかるために、ヘルスサポーターを養成します。
 - ・ヘルスサポーター以外の各種サポーター（介護予防サポーター、認知症サポーター、あいサポーター）と連携し、今後は機能的に統合し、計画的に養成するとともに、地域での健康づくり活動の活性化を図ります。

- ④ 生活習慣病を含めた疾病予防対策の普及啓発及び特定健康診査受診率の向上
 - ・50歳代及び男性の受診率が低い傾向であるため、重点的に受診勧奨対策を実施します。
 - ・特定健診受診券の個別通知や再勧奨通知、健診未受診者への個別通知や電話等によるアプローチを行い、更なる受診率向上をめざします。

- ・特定健診の継続受診対策としては、健診結果説明資料を個別通知し、健診受診及び生活習慣改善の必要性の理解の向上を図ります。
- ・特定健診の結果に基づいて、必要な人には生活習慣病予防や重症化予防のための保健指導を実施します。
- ・運動を通して市民の健康に対する関心を高め、健康に向けた主体的な活動を推進します。
- ・こころの健康づくりに関しても、相談支援体制の充実や普及啓発等の推進を図ります。
- ・予防接種の効果的運営として、乳幼児や高齢者の予防接種の対象者には、定期接種について、個別接種の勧奨通知を実施します。

⑤ 食育推進計画の推進

- ・平成27年度に「和光市食育推進計画」の見直しを行い、乳幼児から高齢者まで全ての市民のライフステージに合った食生活の改善と、それを支援するための地域や環境の整備の取組を推進します。詳細については「和光市食育推進計画」の見直しで記載します。

2 **ヘルスサポート**（疾病の進行と重症化を防ぐための取組）

※以下の数字は取組の優先順位を示します。

① 医療・介護給付費の適正化

- ・医療保険のレセプト点検の強化やジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及啓発を推進します。

② 予防医療（セルフマネジメント）の推進による疾病（特に生活習慣病）の重症化予防の推進

- ・糖尿病性腎症による人工透析の発症を低減・先送りするため、受診勧奨や生活指導の強化に取り組みます。
- ・特定健診、特定保健指導の受診率向上に向けた取組を行います。

③ 重複頻回受診者への訪問支援

- ・実施にむけての情報収集やデータ整理を行います。
- ・各関係機関との情報共有・連携体制を構築します。